新・新潟市 区切り意見 第二次募集について

一 第二次意見募集を実施する目的

政令指定都市に向けて区割りを審議する行政区画審議会（仮称）での審議の参考とするため、区割りについて住民の皆さんからの意見募集を実施します。昨年九月から十月に区割りについて一回目の意見募集を実施しました。意見募集を二回実施する事で、第一次募集で出されなかった新たな意見など様々な意見が出されると考えております。いただいたご意見は、第一次募集のご意見と合わせて、行政区画審議会へ審議の参考として提出します。なお、区割りパターンは、皆さんの意見をお出しいただく際に参考とする「たたき台」です。いずれかを選択していただくものではありません。

■参考

・第一次区割り案公表
　九月十五日広報号外発行
・第一次意見の公表　広報一月号

■今後の予定

・第二次意見募集（～二月二十五日）
・第二次意見集約の公表（三月頃～）
・合併（十七年三月二十一日）
・行政区画審議会（四月頃）
・新市の議会で行政区設置条例議決
・政令指定都市移行
（平成十九年四月一日を目指します。）

二 第一次意見の集約結果の傾向

○巻町を含めて考えるべき。
（九十八件）
○4区・5区について石山地区は新潟市域でまとめ、横越町・亀田町は分離する。（一八〇件）
○西蒲原郡を割らないでほしい。
（五十七件）
○小中学校区が分断されないように区割りすべき。（一〇九件）
○高美町は鳥屋野地区の区割り内を要望する。（八十件）

三 区割りパターンの作成ポイント

出された意見で件数の多い意見の傾向を踏まえ、A・B・C案を変更し、新たにD案・E案を追加した、五パターンとしました。

【各案共通】

㋐ **全てのパターンに巻町を含めました。**

第一次募集を開始する段階では、法定の合併協議を行っておらず、合併するものとして区割りパターンに表していませんでしたが、法定の合併協議会が設置されましたので、第二次の募集にあたっては区割りパターンに巻町を表示しました。

㋑ **小学校の通学区域を区割り線が通らないパターンとしました。**

※修正対象小学校（新潟市のみ）
沼垂小学校・五十嵐小学校・江南小学校・青山小学校

【D案】

B案を基本として、4区のうち、新潟市石山地区は新潟市域でまとめ2区とし、横越町・亀田町は4区とするパターンを新たに作成しました。

最も多かった意見は「5区の新津小須戸に亀田、横越を加えて、中蒲原郡でまとまるべきである。4区は石山地区事務所管内と南地区事務所管内の全域とすべきである。」というものでしたが、市域全体を表わした意見ではないことから、最も賛同意見の多かったB案を基本とし、以下の点から、石山地区事務所管区域のうち石山地区のみを新潟市域でまとめ、現2区と併せ、その他を4区にするパターンとしました。

・4区の形状が不整形で区としての一体性の確保、行政サービスの効率的な提供等を考えると避けるべきであること。
・また、石山地区は市街化が進んだ地域であり、市街地が駅南地区と連たんしている。市街化調整区域の多い大江山地区とその性格が異なっていること。
・そのような意味で、大江山地区と曽野木・両川地区は同様な性格を有し、横越町、亀田町とも亀田郷という歴史的なつながりを有していること。
・さらに、石山地区は現在2区に含まれる木戸地区とともに旧石山村を形成し、昭和十八年に新潟市と合併しており、大江山村、曽野木村及び両川村は同三十二年まで、それぞれ独立した村として存在していたこと。

【E案】

C案を基本として、白根市と生活圏が一体化していると見られる味方村を除いた西蒲原郡を一つの区とし、A案、C案の2区・3区を一つの区とするパターンを作成しました。

・A案、C案の2区・3区は栗ノ木川で区割りしているが、沼垂小学校区を区割り線が通らないように栗ノ木川、臨港貨物線などで区割りしたとしても、東新潟中学校区内には区割り線が通ってしまう。
・古くからの中心地である中央地区と沼垂地区というまとまりと、国・県の行政機関が立地し、駅・港・空港という機能のネットワークがある。
・信濃川以東で古くからの中心地から連続した市街地のまとまりがある。

・また、西蒲原郡を割らないでほしいとの意見も多く出されている。
・以上のことから、C案を基本として2区・3区を一つの区とし、白根市と生活圏が一体化している味方村を除いた西蒲原郡で一つの区とするパターンを作成する。

■意見募集の期間

平成十七年一月三十日
から二月二十五日

■資料の閲覧場所

区割りパターン、資料は下記期間中に十四市町村の各施設で閲覧できるほか、新潟市のホームページでもご覧いただけます。
http://www.city.niigata.niigata.jp
※小須戸町では役場総務課に閲覧できます。

■意見募集用紙

今回の広報と一緒に配布された「区割りについてのご意見記入用紙」にご意見と必要事項を記入し、役場総務課窓口・郵送・FAX・電子メールにて提出してください。

■提出先

〒九五六―〇一九二（住所不要）
小須戸町役場　総務課
FAX　〇二五〇―三八―五二一〇
電子メール
gappei@town.kosudo.niigata.jp

凡例
市町村界 ——　連絡所界 ……
支所・出張所界 —— - -　行政区界 ——

A変更案　A案を基本に巻町を含む区割りパターンとした。

区	対象区域	変更内容	人口(人)	面積(km²)
1区	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市		77,858 (77,858)	107.85 (107.85)
2区	新潟市中地区事務所所管区域、東地区事務所所管区域の一部（**木戸地区の一部**、大形地区）	新潟市東地区事務所所管区域の分割は、沼垂小学校区の境界である栗ノ木川、臨港貨物線などを境界とした。	97,801 (101,496)	34.61 (35.39)
3区	新潟市東地区事務所所管区域の一部（沼垂地区、**木戸地区の一部**）、南地区事務所所管区域の一部（鳥屋野地区、**曽野木地区の一部**）、中央地区の一部（**本庁・関屋地区の一部、入舟地区**）	新潟市東地区事務所所管区域の沼垂小学校区は、3区とした。新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曽野木地区連絡所界を境界とするが、高美町、中部処理場は、3区とした。	161,733 (158,485)	28.28 (27.27)
4区	新潟市東地区事務所所管区域の一部（木戸地区の一部）、石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部（**曽野木地区の一部**、両川地区）、横越町、亀田町	新潟市東地区事務所所管区域の分割は、江南小学校区を境界とし、江南小学校区は、4区とした。	123,614 (123,780)	89.55 (89.78)
5区	小須戸町、新津市		76,314 (76,314)	95.19 (95.19)
6区	**新潟市中央地区の一部（本庁・関屋地区の一部）**、坂井輪地区事務所所管区域、西地区事務所所管区域、黒埼支所所管区域	新潟市中央地区の分割は、青山小学校区の境界である関屋分水路を境界とし、青山小学校区は、6区とした。	158,171 (157,558)	88.94 (88.94)
7区	白根市、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村、**巻町**	巻町を含む区割りパターンとした。	113,478 (83,992)	281.67 (205.53)
		計	808,969 (779,483)	726.09 (649.95)

太字の箇所は、今回変更された箇所です

（ ）内は先回のパターン

B変更案　B案を基本に巻町を含む区割りパターンとした。

区	対象区域	変更内容	人口(人)	面積(km²)
1区	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市		77,858 (77,858)	107.85 (107.85)
2区	新潟市中地区事務所所管区域、東地区事務所所管区域の一部（**沼垂地区、木戸地区の一部、大形地区**）、南地区事務所所管区域の一部（鳥屋野地区、**曽野木地区の一部**）	新潟市東地区事務所所管区域の分割は、江南小学校区を境界とした。新潟市南地区事務所所管区域の一部区域（高美町、中部処理場）は、2区とした。	193,296 (193,130)	52.89 (52.66)
3区	新潟市中央地区、坂井輪地区事務所所管区域、**西地区事務所所管区域の一部（内野地区の一部）**	新潟市西地区事務所所管区域の五十嵐小学校区は、3区とした。	161,661 (158,169)	32.62 (31.97)
4区	**新潟市東地区事務所所管区域の一部（木戸地区の一部）**、石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部（**曽野木地区の一部**、両川地区）、横越町、亀田町	新潟市東地区事務所所管区域の江南小学校区は、4区とした。新潟市南地区事務所所管区域の分割は、鳥屋野地区、曽野木地区連絡所界を境界とした。	123,614 (123,780)	89.55 (89.78)
5区	小須戸町、新津市		76,314 (76,314)	95.19 (95.19)
6区	新潟市黒埼支所所管区域、白根市、味方村、月潟村、中之口村		81,024 (81,024)	146.67 (146.67)
7区	新潟市西地区事務所所管区域の一部（**内野地区の一部、赤塚地区、中野小屋地区**）、岩室村、西川町、潟東村、**巻町**	新潟市西地区事務所所管区域の分割は、五十嵐小学校区を境界とした。	95,202 (69,208)	201.32 (125.83)
		計	808,969 (779,483)	726.09 (649.95)

太字の箇所は、今回変更された箇所です

（ ）内は先回のパターン